

(非公式訳)

投資委員会事務局の告示

番号 Por. 8/2546

件名：第36条(1)および(2)に基づいて既存の事業活動に権利および特典を供与する際の手続き

タイ投資委員会の告示「番号3/2546」(2003年7月10日付、第36条(1)および(2)に準じた、既存の事業活動に対する権利および特典の供与に関する告示)に準じて

仏暦2520年の投資奨励法第13条および第36条に基づき、権利および特典の供与における継続性および透明性を高めるため、投資委員会事務局はタイ投資委員会の承認の下、第36条(1)および(2)に基づいた、既存の事業活動に対する権利および特典の供与に関する以下の規定をここに発表する。

1. 被奨励者は、原料または副資材に対して供与された権利および特典を仏暦2520年の投資奨励法第36条に基づいて、または保税倉庫に対して供与された権利および特典を、または税関の第19条に基づいて必ず行使しなければならない。

2. 最大在庫量の算出および生産方式の作成

原料および副資材の輸入に先駆けて、被奨励者は原料および副資材の目録を提示すると同時に、投資委員会事務局(OBOI)が認定する代理業者または団体によって同目録が審理および承認されていることを証明するための証拠品を提出しなければならない。同目録には以下の情報が含まれていなければならない。

2.1 生産する製品の種類

2.2 生産工程

2.3 生産方式。原料および副資材の目録ならびに製品1個における原料および副資材の量(生産過程で消費される分を含む)が示されたもの。

2.4 顧客注文に関して予想される年間の製品輸出量

2.5 各原料および副資材の目録ならびにそれらの最大在庫量

2.6 各原料および副資材の使用法

2.7 原料および副資材ならびに完成品の見本または写真。投資委員会事務局が認定する代理業者または団体によって定められているもの。

2.8 投資委員会事務局認定の代理業者または団体が定めるその他の書類または証拠品

3. 輸入(生産方式が無い場合)

3.1 被奨励者は、各原料および副資材の目録ならびにそれらの最大在庫量を提示しなければならない。同目録は、投資委員会事務局が認定する代理業者または団体によって審理および承認されたものでなければならない。

3.2 被奨励者は、いつでも検査を行うことのできる在庫管理システムを準備しなければならない。同システムは、以下の管理書類によって構成されていなければならない。

3.2.1 輸入した原料および副資材の領収書

3.2.2 生産方式

3.2.3 製造指図書

3.2.4 原料および副資材の請求票

3.2.5 輸入した原料および副資材の種類別在庫管理報告書

3.2.6 完成品の在庫管理報告

3.2.7 投資委員会事務局認定の代理業者または団体が要求するその他の書類

4. 原料および副資材の免除方法

4.1 被奨励者は、Investors Club Association または投資委員会事務局が認定するその他の団体を通じて、原料および副資材の免除および勘定調整を行使しなければならない。

4.2 被奨励者が承認済みの目録をもって原料および副資材の輸入関税免除を申請する場合、以下の要領でそれを行わなければならない。

4.2.1 以下の付属書類を同封した上で、申請書を Investors Club Association に提出する。

4.2.1.1 請求書

4.2.1.2 梱包明細書（存在する場合）

4.2.1.3 権利および特典の行使を開始した日を示す確認状（初回時の免除のみ）

4.2.1.4 Investors Club Association が要求する情報ディスクレット これらの各書類は、社印および代表者の署名が入ったものでなければならない。

4.2.2 被奨励者は、本人が希望する場合、4.2.1に示される書類をファックスで送信し、モデム経由で情報を送信することができる。

4.2.3 投資委員会事務局は、承認済みの目録および在庫量に基づき、各原料および副資材の輸入関税免除を許可する。同局は、以下の条件に基づき、その許可を税関に書面にて報告する。

4.2.3.1 輸出のみを目的とした製品においては、許可された最大在庫量以下の輸入量に対して輸入関税免除が与えられる。

4.2.3.2 部分的輸出を目的とした製品の場合、各輸入において認められる輸入関税免除額は、輸出のみを目的とした製品において使用されるものとし、その合計は許可された最大在庫量を超えてはならない。

5. 第36条に基づく権利の行使

輸入関税免除が与えられた原料および副資材は、輸出のみを目的とする製品に使用されなければならない。完成品がその後国内で販売された場合、それは輸入関税の対象となり、被奨励者は投資委員会事務局に国内販売計画を提示しなければならない。同計画には、生産に使用された原料および副資材の目録ならびに量が示されていなければならない。

6. 原料および副資材の勘定調整の許可

被奨励者は完成品を輸出した後、輸出日から起算して3ヶ月以内に原料および副資材の勘定調整の許可を以下の要領で申請しなければならない。

6.1 生産方式を作成する場合、被奨励者は、投資委員会事務局が定める、輸出用原料および輸入品の勘定調整のための手続きおよび条件を満たさなければならない。コンピュータによる調整の場合、データディスクレットを提示しなければならない。

6.2 生産方式が無い場合、以下の付属書類を同封した上で、投資委員会事務局または Investors Club Association に申請書を提出しなければならない。

6.2.1 生産方式の写し

6.2.2 対外発送指図書

6.2.3 請求書

6.2.4 梱包明細書（存在する場合）；

6.2.5 原料および副資材の種類別在庫管理報告書

6.2.6 投資委員会事務局認定の代理業者または団体が要求するその他の書類

7. 期間延長の適用

権利および特典の行使期間が満了する前に、被奨励者は原料および副資材の輸入期間延長許可のための申請書を提出することができる。

8. 権利および特典の行使期間が満了した場合、被奨励者は以下のことを行わなければならない。

8.1 権利および特典の行使期間満了日における原料および副資材の目録を作成し、投資委員会

事務局に報告する。これは、工場に残っている原料および副資材の在庫を同局が審理できるようにするための処置である。輸入関税の免除を受けて輸入した原料および副資材は、権利および特典の行使期間満了後1年以内に生産および輸出のために使用されなければならない。只し、その輸出は、輸入後1年以内に行われなければならない。

8.2 原料および副資材の勘定調整のための許可を申請するために輸出書類を提出する。勘定は、権利および特典の行使期間満了後1年以内に閉じらなければならない。被奨励者が指定期間内に輸出を行わず、権利および特典の行使期間満了後1年以内に輸出関連書類を投資委員会事務局に提供しなかった場合、被奨励者は、輸入日において有効な条件の下で、残った原料および副資材に対する輸入関税を支払わなければならない。

9. 輸出に関して、税関は税関が定める手続きにしたがって見本を使用する。また、税関は投資委員会事務局に見本を送付して調査を依頼する。被奨励者が勘定調整のための許可を申請した後15日以内に、その見本の返送を要求しなければならない。それが行われなかった場合、投資委員会事務局は適切と思われる方法でそれを処理する。

告示日： 2003年 8月11日

ソンポン・ワナパ

タイ投資委員会長官